

業債第1号(例)

2023年2月17日

代理店引受金融機関本部  
代 理 店 御中

日本銀行業務局

「日本銀行代理店国債事務取扱手続」の一部改正に関する件

記名者またはその相続人が滅紛失した記名国債証券(利賦札)の要項について照会を受けた場合の取扱いを明確化する観点から、標記手続(平成5年12月17日付業債第10号別冊)の一部を別紙のとおり改正し、本日から実施することとしましたので通知します。

以 上

## 「日本銀行代理店国債事務取扱手続」中一部改正

○ 423-1-1①を横線のとおり改める。

①受付

○ 略（不変）

● 略（不変）

⇒ 略（不変）

⇒ 略（不変）

⇒ 略（不変）

略（不変）

\* 滅失または紛失した証券（利賦札）の要項について記名者から照会を受けた場合には、本人確認書類の呈示を受け、当該本人確認書類の住所および氏名が印鑑票のものと一致することを確認のうえ、当該要項を回答する。

\* 上述の対応が難しい場合には、業務局国債証券業務グループに連絡し、その指示に基づき対応する。

以下略（不変）

○ 423-1-2①を横線のとおり改める。

①受付

∫  
略（不変）

∫

● 略（不変）

⇒ 略（不変）

⇒ 略（不変）

⇒ 略（不変）

略（不変）

\* 滅失または紛失した証券（賦札）の要項について記名者から照会を受けた場合には、本人確認書類の呈示を受け、当該本人確認書類の住所および氏名が氏名等届出書のものと一致することを確認のうえ、当該要項を回答する。

\* 上述の対応が難しい場合には、業務局国債証券業務グループに連絡し、その指示に基づき対応する。

以下略（不変）

○ 429-1①を横線のとおり改める。

① 証券（利賦札）滅紛失届の受付時 ⇒ 略（不変）

同時請求 の 種 類	取 扱 要 領
支払場所変更	<p style="text-align: center;">∩ 略（不変） ∩</p>
記 名 変 更	<p>○ 略（不変） ⇒ 422参照・記名変更の請求</p> <p><u>* 滅失または紛失した証券（利賦札）の要項について記名者の相続人から照会を受けた場合には、戸籍謄（抄）本等により記名者の相続人であることを確認するとともに、被相続人の氏名に加え、住所（被相続人の住所の確認にあたっては、住所証明書類の呈示を受ける。）または裁（認）定番号（裁（認）定番号が不明なときは、裁（認）定機関に確認させる。）が印鑑票のものと一致することを確認のうえ、当該要項を回答する。</u></p> <p><u>* 上述の対応が難しい場合には、業務局国債証券業務グループに連絡し、その指示に基づき対応する。</u></p> <p style="text-align: center;">∩ 略（不変） ∩</p>
∩ 略（不変） ∩	<p style="text-align: center;">∩ 略（不変） ∩</p>

○ 429-2①を横線のとおり改める。

① 証券（利賦札）滅紛失届の受付時 ⇒ 略（不変）

同時請求 の 種 類	取 扱 要 領
支払場所変更	<p style="text-align: center;">∫ 略（不変） ∫</p>
記 名 変 更	<p>○ 略（不変） ⇒ 422参照・記名変更の請求</p> <p><u>* 滅失または紛失した証券（賦札）の要項について記名者の相続人から照会を受けた場合には、提出を受けた戸籍謄（抄）本等により相続人であることを確認するとともに、被相続人の氏名に加え、住所（被相続人の住所の確認にあたっては、住所証明書類の呈示を受ける。）または裁定番号（裁定番号が不明なときは、裁定機関に確認させる。）が氏名等届出書のものとは一致することを確認のうえ、当該要項を回答する。</u></p> <p><u>* 上述の対応が難しい場合には、業務局国債証券業務グループに連絡し、その指示に基づき対応する。</u></p> <p style="text-align: center;">∫ 略（不変） ∫</p>
∫ 略（不変） ∫	<p style="text-align: center;">∫ 略（不変） ∫</p>